

より良い学校生活を過ごすために

教育目標

自ら学び、考え、他を思いやる 心豊かでたくましい生徒の育成

校訓

知を愛し、人権を尊び、連帯に生きる

目指す生徒像

～当たり前のことを、当たり前によりきる生徒～

- 基礎・基本を大切に、主体的に学ぶ生徒（学びの意欲）
- 仲間を思いやり、共に高め合い協力し合う生徒（連帯と共生）
- 心身ともに健やかで活力と実践力のある生徒（健康なからだ）
- 感謝の心と人や物を大切にする生徒（感謝と愛着）
- 自己実現を図り、自分で進路を切り拓く生徒（希望進路の実現）

愛知中学生徒憲章

私たち愛知中学校生徒は、過去の先輩たちが築いてこられた良き伝統を受け継ぎ、自主・自立の精神にもとづいて、進んで行動します。また、より良い学校となるように、一人ひとりが集団の一員であるという自覚を深め、「笑顔あふれる愛知中に」をモットーに、友達と協力し、お互いを磨き合い高め合います。

私たち愛知中学校の生徒は、この生徒憲章の精神を心にとどめ、次のことを努力します。

- 1 みんなが仲良くできる集団を築き上げます。そのために、お互いを尊重し合い、きまりを守ります。
- 1 自ら学習をします。そのために、先生や友達の話をしっかり聞き、進んで発表をします。
- 1 自分を大切にします。そのために、自分の長所を見つけて、それを伸ばします。また、自分の行動に責任を持ちます。
- 1 命を大切にします。そのために、安全な生活や自分の健康に心がけ、感謝の心をもって生活します。

私たち愛知中学校の生徒は、子の生徒憲章を尊重し、この憲章にもとづいて学校生活をおくります。

愛知中学校校歌

M.M. ♩=112

伸び伸びと生氣をもって

作詞 今中武夫
作曲 岡田二郎



三 一
みずうみの 東につづく広野原
薫風光る校庭に若いわれらの
輝くひとみ
君たくましく養いゆこう
剛い身体と教養を
水は澄む
二 愛知の流れのゆくところ
三年の夢の春と秋
若いわれらの燃える抱負よ
君共々に築いてゆこう
豊かな郷土のいしずえを
伊吹鈴鹿の
白雪仰ぐ学び舎に
久遠の心理求め行く
若いわれらのみなさる血潮
君眉あげて拓いてゆこう
明るい日本の朝明けを

生徒会歌

♩=12

明るく力強く

作詞 眞山多美子
作曲 広島喜人



三 二 一
輝く希望 胸にだき
力いっぱい 青空に
ひびく ひびく 元気よく
ああ 愛知中生徒の歌声が
輝く瞳 見守って
友情一ぱい この胸に
つづく つづく 永遠に
ああ 愛知中生徒の友情が
輝く太陽 身を受けて
明るさ一ぱい うるわしく
燃える 燃える 大空に
ああ 愛知中生徒の太陽が

服装・頭髪・自転車に関するきまり

1 標準服

【旧制服】

○標準学生服

下の服は派手でないものとし、フード付きの服のフードを学生服から出さない。

○学校指定セーラー服 スカート スカーフを結ぶ

【新制服】

○学校指定ブレザー、スラックスまたはスカート

○白カッターシャツ

○学校指定のベストを着てもよい

*ベルトは黒、紺、茶等派手でないもの

*右胸に名札をつける。

*生徒手帳は身につける。

*スカートの丈はひざ程度とする。

*標準学生服、セーラー服、ブレザーを脱ぐ場合は、白カッターシャツ（半袖可）とする。

学校指定ベストは着てもよい。

2 くつ下

○白、黒、紺の単色とする。ワンポイント可

○ショートソックスは白、黒、紺を基調としたものとする。ワンポイント可

○ストッキング、タイツに色はベージュ、黒の単色とする。

○ルーズソックス、膝上丈のくつ下は不可とする。

3 くつ

○上履き、体育館シューズは学校指定のもの。通学靴は体育の授業に使用するのにふさわしい運動靴とする。

4 体操服

○学校指定のトレパン、トレシャツを着用する。（ネーム刺しゅう入り）

○水着は紺、黒を基調とした派手でないもの。ラッシュガード可

5 頭髪、その他

○中学生らしい髪型とし、脱色、染色、パーマは禁止とする。

○髪をまとめる場合は、黒、紺等の髪色に対して目立たないヘアゴムでまとめる。リボン、シュシュや飾りのついたヘアゴム、ヘアクリップ等は不可。

○指輪、ネックレス、ピアス等の不要な装飾品は身につけない。

6 防寒衣類

- 単色をベースにして、大きな絵柄がなく、あまり派手でないものとする。部で購入したものを着てもよい。

7 自転車通学について

- 自転車の車種は実用車または軽快車（荷物台付き、両足スタンド）とする。
- ブレーキはロッド式または、ワイヤー式。
- 方向指示器、メーター等の装飾品をつけない。
- 色は派手でないもの
- 変速ギア付きは可
- 自転車にかごが必要な時は前につける。
- 乗車するときはヘルメットを着用する。
- 乗車を許可されたものは「許可証」を後部どろよけにつける。前輪のどろよけに氏名を記入する。
- 自転車通学区域は、市・豊満・愛知川・中宿・杓掛を除く区域とする。ただし、豊満・中宿・杓掛の一部・祇園は可。
- 自転車は指定された自転車庫へ入れる。
- 雨天時は通学用雨カップを着用する。

8 カバン

- 通学用かばんは手提げの学生カバン、もしくはバック、リュック。色、形等は中学生の通常にふさわしいもの。

9 その他

- 登下校は学校で定められた制服または体操服とする。校内においても必要時以外は制服を着用する。
- いったん登校した後は校外に出ない。
必要な場合は「外出許可証」に学級担任の学級担任の許可を得て出る。
- 土・日曜日の昼食は弁当を持参するか、食べに帰る。
- 雑誌、ゲーム、携帯電話、スマホ等不要なものは学校へ持ってこないこと。どうしても持ってくる必要がない場合は教師に預けること。
- 各自の持ち物にはすべて、名前を記入すること。

学校生活を充実させるために

全校生徒が守ろう

1 朝の会

(1)自治の力

○始業のチャイムでプログラムに従い朝の会(朝学習)を運営する。

(2)出欠の確認

○8時25分のチャイムで着席していなければ遅刻となる。

○欠席や大幅な遅刻の場合は、この時間までに学校へ連絡をする。

(3)健康観察

○身体上で不調があれば健康観察で申し出る。

(4)その他

○提出物は朝の会終了までに提出する。

2 授業

(1)始まりのチャイム

○ベル着を守る。

(2)座席

○普通教室では生活班を基本に座席表のとおりに着席する。特別教室では教科担当の指示に従う。

(3)終わりのチャイム

○終鈴まで教室を出ない

(4)その他

○体育化等での見学は、生徒手帳の「見学届」に家庭で記入してもらい連絡する。

3 給食

(1)準備

○給食当番は必ずマスクをつけ、手のアルコール消毒をする。

(2)給食

○全員そろって「いただきます」「ごちそうさま」をおこなう。

(3)その他

○給食のゴミ・残飯などは教室・学校で捨てず、種類ごとにまとめ、すべてセンターへ返却する。

4 掃除

(1)掃除

○ゴミ箱のゴミは燃える物のみ理科室前のゴミ箱へまとめる。

(2)その他

○簡易清掃の日は放課後に係りの者が行う。

5 集会

(1)入場

○いったん教室前の廊下に代議員を先頭に並び、入場をする。

(2)特に指示がない集会では代議員を先頭に名簿順2列で整列する。

6 職員会議

(1)入室・退室

○職員室への入室は特別な指示がない限り入室禁止

○用事があるときは、生徒用ドアから入室し、カウンターの前で学年・組・氏名と要件を伝える。

(2)電話の利用

○緊急に家庭と連絡を取りたいときは職員室で使用の理由を伝え、職員室の電話を使用する。

7 緊急時の対応

(1)緊急の連絡

○非常ベル、校内放送で緊急の連絡を行う。

(2)避難

○避難は指定された経路を通り、指定された場所に避難する。

○学級の点呼は学級委員が行う。

(3)火災の避難

○放送または先生の指示に従って火災現場を避け、すみやかに非難をする。

(4)自身の避難

○放送または先生の指示に従って、すみやかに揺れがおさまるまで最寄りの机等に身をかくす。揺れがおさまってから非難する。

(5)その他

○いたずら等による非常ベルで避難した場合は、避難に使った時間分を放課後延長して授業時間の確保を行う。

8 登下校

(1)通学路

○徒歩、自転車通学性共に指定の通学路を通る。

(2)自転車通学

○ヘルメットを着用する。

○指定の自転車庫に駐輪する。

○道路交通法を遵守する。

(3)その他

○いったん登校した後は校外へ出ない。必要な場合は「外出許可証」に学級担任の許可を得て出る。

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は愛知中生徒会といひ事務所を愛知中学校内に置きます。

第2章 目的

第2条 本会の目的、会員がお互いに協力し、教養を高め、心身をきたえて幸福な学校生活を営み、個性を伸ばし、民主日本の良い公民となることにあります。

第3章 会員

第3条 本会の会員は愛知中生徒で組織します。

第4条 会員は本会の目的達成のために努力します。

第4章 顧問

第5条 本会の顧問として本校の先生についていただきます。

第6条 顧問は本会を指導し会議に出席をして意見を述べることができます。

第7条 校長先生は生徒会の活動に関するいかなる問題にたいしても最終的決定権を保有されます。

第5章

第8条 本会は目的達成のため次のような組織を定めます。

第1項 本会の議決機関に生徒総会および代議員会があります。

第2項 執行機関として生徒会本部、中央委員会及び5校で示す各委員会を置きます。

第3項 生徒会本部は、会長、副会長、総務部長、総務次長、書記、会計で組織します。

第4項 中央委員会は本部役員として第5校で示す各委員会の委員長で組織します。

第5項 学校生活を円滑にし、向上させるために次の各委員会を置きます。

生活委員会 図書委員会 美化委員会 ボランティア委員会 体育委員会
保健委員会 広報委員会

第6章 役員

第9条 本会には次の役員を置きます。

会長 1名 副会長 2名 書記 2名 会計 1名

総務部長 1名 総務副部長 3名

生活委員長 1名 生活副委員長 1名

美化委員長 1名 美化副委員長 1名

体育委員長 1名 体育副委員長 1名

保健委員長 1名 保健副委員長 1名

広報委員長 1名 広報副委員長 1名

図書委員長 1名 図書副委員長 1名

ボランティア委員長 1名 ボランティア副委員長 1名

第10条 本会の役員の任期は1年とします。

第 11 条 役員補選の場合には前の残りの期間とします。

第 12 条 本部役員の任務を次のとおりとします。

第 1 項 会長は本会を代表して中央委員会を指導し会務を処理して本会の全責任を負います。

第 2 項 副会長は会長を助け会長事故ある場合は代理をつとめます。

第 13 条 総務部長及び次長は会長を助け、事務上の責任を持ちます。初期及び会計は、本会の記録および会計上の責任を持ちます。

第 14 条 各委員長はそれぞれの委員会を代表し、目的達成のための活動が行われるようにする責任を持ちます。

第 7 章 会議

第 15 条 本会は総会と代議員会及び本部役員会と中央委員会を開き会長が招集します。

第 16 条 各部会及び委員会はその部長及び委員長が招集します。

第 17 条 最高議決機関である総会は会則の変更及びその他重要事項を決定するときに開きます。

第 18 条 総会以外の会議は毎月 1 回開くことを原則とし必要な時は臨時に開くことができます。

第 19 条 総会および代議員会は 3 分の 2 以上出席を要し、その過半数をもって議決します。

第 20 条 本会は適当に生徒集会を開くことができます。

第 8 章 会計

第 21 条 本会の会計の年度は 4 月 1 日より学年末までとします。

第 22 条 本会の会計は会費その他の収入を当てます。

第 23 条 本会の予算は中央委員会で原案を作成し、代議員会で審議しなければなりません。

第 24 条 会費の集金は毎月とし、金額は年度初めの代議員会で決めます。

第 25 条 代議員会では臨時予算を編成することができます。

第 26 条 決算報告は学年末に行います。

第 9 章 他機関との協力

第 27 条 本会は次の諸機関と互いに協力する。部長会、その他

第 10 章 会則の変更

第 28 条 会則を変更したいときは総会にはかりこれを決めます。

第 29 条 会則を補うため生徒会役員選挙規約・代議員会規約を定めることができます。

第 30 条 この会則は 1993 年 10 月 12 日より使います (2024.9.2 改正)

生徒会選挙規約

第1条 生徒会規則第29条のきまりによって選挙規約を次のように定めます。

第2条 選挙管理委員会の組織、任務を次のように定めます。

第1項 各学年より選出された2名の委員によって選挙管理委員会をつくり、選挙管理委員長と副委員長を互選します。

第2項 選挙管理委員会は総選挙を準備し取り締まります。

第3項 選挙管理委員会が立候補したときはこれをやめ代理人を出し管理委員長に届け出なければなりません。

第3条 生徒会会長、副会長の選挙については次のように定めます。

第1項 会長、副会長の選挙は会員の総選挙によって決定します。

第2項 推薦立候補、自立候補どちらでも選挙の10日前までに届け出ます

第3項 立候補者は必ず責任者をおき、責任者は立候補者の選挙に関する責任を負います。

第4項 候補者は2年生から出します。

第5項 候補者及びその責任者は、選挙演説を1回以上やらなければなりません。

第4条 選挙管理委員は開票を行い全校に発表しなければなりません。

第5条 生徒会の組織については次のように定めます。

第1項 総務部長1名、同次長3名、会計1名、書記2名は会長が任命します。

第2項 代議員議長、及び各委員会の委員長及び副委員長は会長が任命します。

第3項 代議員議長、委員長及び副委員長は中央委員会の委員となります。

第6条 代議員、各委員会の委員は他の各委員会、代議員と兼ねることはできません。

第7条 各選挙で不正があった場合は当選を取り消します。

第8条 会長・副会長の選挙に定員だけしか立候補が無かったときは信任投票を行います。

第9条 補欠選挙の場合もこれらと同様に行います。

第10条 本規約は1991年10月1日より使います。(2024年9月2日改正)

代議員規約

第1章 目的

第1条 会則29条によって会則2条の目的を果たすために代議員会規約を次のように定めます。

第2章 組織

第2条 代議員会は学級により選ばれた男女1名ずつの代議員で組織します。

第3章 権利義務

第3条 代議員会は学級その他の意見を持ち寄って生徒会運営のいろいろな議案を審議し決定します。決定されたことは中央委員を中心にしてこれを行います。

第4条 1度決めたことは3分の2以上の賛成者がいないかぎり変えられません。

第5条 代議員は発言権と票決権を持っています。

第6条 会員は傍聴できます、

第7条 代議員は断らずに欠席することはできません。欠席する場合は議長に届けねばなりません。

第8条 遅刻及び早退の場合、議長に届け出ればなりません。

第9条 発言は議長の許しを得てから行います。

第4章 役員

第10条 代議員会に次の役員を置きます。

第1項 議長 2名

第2項 記録は書記が行います。

第11条 記録は書記が行います。

第5章 役員の任務

第12条 役員の任期は1年を原則とし補選の場合は前の人の残りの期間とします。

第13条 議長は会議の秩序を保ち疑似を整理しその他の庶務をまとめ代議員の代表者としての責任を持ちます。

第14条 議長は発言権を持ちません。

第5章 会議

第15条 会議は会則第15条・19条によって行います。

第16条 定期代議員会を開く場合1週間前に告示しなければなりません。

第17条 議員が会則19条の規定にあてはまらず会が進行せぬ場合、議長は3日以内に代議員会を開きます。

第7章 議事

第18条 議長は会議前に議員の資格を確かめます。

第19条 議案審議の場合、議長は提案者に提案理由及び意味を説明させたのち質疑応答を許します。

第 20 条 修正動議をもつ代議員または中央委員は採決宣言に先だって提案します。動議に対しては 1 名以上の賛成を経て議長はこれを取り上げます。

第 21 条 賛否両者が同数の場合は議長が票決を決定します。

第 22 条 採否決定は議長が決定します。

第 23 条 議案審議に関する緊急動議のあるときは 1 名以上の賛成を得て議長はこれを取り上げます。

第 8 章 発議

第 24 条 議案を提出できるのは次の場合です。

- 1 生徒会本部
- 2 中央委員
- 3 代議員 2 名以上
- 4 学級会の議決のある場合
- 5 下院 10 名以上賛成のある場合

第 25 条 議案は開会の 1 週間前に議長に出します。

第 9 章 補則

第 26 条 この規約にないことは議長がこれを定めます。

第 27 条 この規約改正の場合は代議員半数以上をもって行います。

第 28 条 この規約は 1991 年 10 月 1 日より行います。

1 開室時間

昼休み

2 図書室貸出規定

- (1) 貸出期間は貸出日と返却日を含めて1週間以内とする。(長期休暇前は別に定める。)
- (2) 貸出は1回に1人2冊以内とする。
- (3) 図書を借りるものは、図書カードに必要な事項を記入の上、図書委員に提出する。
- (4) 引き続き借りたい本は、1度規定の期日に返し、改めて借りる。
- (5) 借りた本はまた貸しはしないこと。
- (6) 借りた図書を期限までに返却せず、図書館に督促を受けても、さらに返却を怠るものには、一時貸し出しを停止する。
- (7) 図書を紛失したものは弁償をする。

3 閲覧規定

- (1) 図書室を利用するときは、図書委員の指示に従うこと。
- (2) 図書室内では静粛にし、騒いだり、雑談の場所にしないこと。
- (3) 本は、丁寧に取り扱い、汚れた手で扱わないこと。
- (4) 読書する時は、姿勢正しく清潔にし、書架から取り出した本は、必ず元の場所に返すこと。
- (5) 教科学習、クラブ、学級活動、その他グループで図書室を使用したい場合は、図書室主任に申し出て許可を得ること。

	50 分授業	45 分授業
朝学習	8 : 25～ 8 : 35	8 : 25～ 8 : 35
朝の会	8 : 35～ 8 : 40	8 : 35～ 8 : 40
1 校時	8 : 50～ 9 : 40	8 : 50～ 9 : 35
2 校時	9 : 50～10 : 40	9 : 45～10 : 30
3 校時	10 : 50～11 : 40	10 : 40～11 : 25
4 校時	11 : 50～12 : 40	11 : 35～12 : 20
給食	12 : 40～13 : 10	12 : 20～12 : 50
昼休み	13 : 10～13 : 30	12 : 50～13 : 10
5 校時	13 : 30～14 : 20	13 : 10～13 : 55
6 校時	14 : 30～15 : 20	14 : 05～14 : 50
帰りの会	15 : 25～15 : 35	14 : 55～15 : 05

5 校時日課

帰りの会	14 : 25～14 : 35	14 : 00～14 : 10
------	-----------------	-----------------